

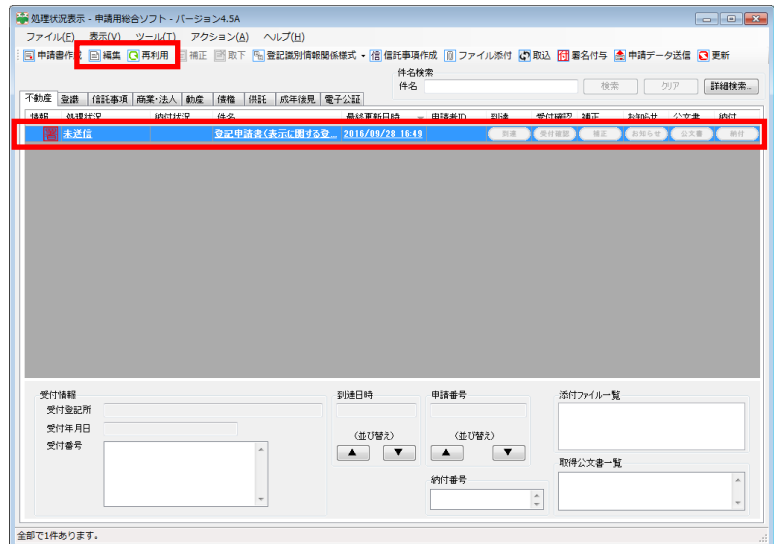
## 様式の最新化について

旧様式で申請書様式を準備していた場合、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、以下の手順で「編集」又は「再利用」を行うことで、新様式に変換することができます。

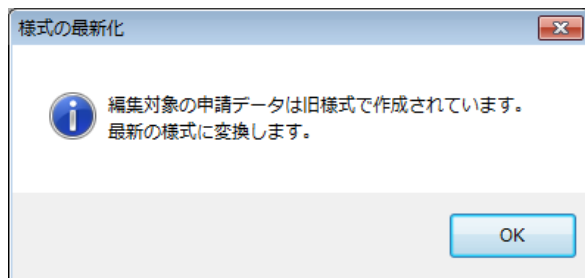
- (1) 「処理状況表示」画面を表示します。

旧様式で準備していた申請書を選択し、「編集」又は「再利用」をクリックします。

※ 「編集」は、選択した申請書に上書き保存されます。「再利用」は選択した申請書とは別に、新たに申請書が作成されます。



- (2) 「様式の最新化」画面が表示されるので、「OK」ボタンをクリックして最新バージョンの申請書の様式に変換します。



- (3) 「申請書作成・編集」画面が表示されますので、必要に応じて内容を変更し、「完了」をクリックします。



(4) なお、対象となる様式は、以下のとおりです。

[不動産登記手続]

- ① 登記申請書（表示に関する登記）
- ② 登記嘱託書（表示に関する登記）
- ③ 登記申請書（権利に関する登記）
- ④ 登記嘱託書（権利に関する登記）

[商業・法人登記手続]

- ① 登記申請書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社，外国会社
- ② 登記申請書（会社用）（支店の登記同時申請用）
- ③ 登記申請書（法人等用）：会社以外の法人，特定目的会社等
- ④ 登記申請書（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用）
- ⑤ 登記申請書（個人商人用）：商号，支配人，未成年，後見人
- ⑥ 登記嘱託書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社，外国会社
- ⑦ 登記嘱託書（会社用）（支店の登記同時申請用）
- ⑧ 登記嘱託書（法人等用）：会社以外の法人，特定目的会社等
- ⑨ 登記嘱託書（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用）
- ⑩ 登記嘱託書（個人商人用）：商号，支配人，未成年，後見人